

○	児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）	1
○	予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）	43
○	児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）（抄）	44
○	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）（抄）	45
○	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第五百十三号）（抄）	46
○	社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）（抄）	47
○	母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）（抄）	49
○	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）（抄）	50
○	訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）（抄）	52
○	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）（抄）	53
○	介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）	54
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）	55
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）（抄）	57
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）（抄）	58
○	厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第六号）（抄）	60
○	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第一百十二号）（抄）	61
○	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）（抄）	62
○	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）（抄）	63
○	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）（抄）	64
○	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第三十二号）（抄）	67

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六條の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三條に規定する児童発達支援センターその他の次條に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。</p> <p>第一条の二 法第六條の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする。</p> <p>第一条の二の二 法第六條の二の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三條に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。</p> <p>第一条の二の三 法第六條の二の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七條第一項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。</p>	<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第六條の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三條に規定する児童発達支援センターその他の次條に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。</p> <p>第一条の二 法第六條の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練の実施とする。</p> <p>第一条の二の二 法第六條の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三條に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。</p> <p>第一条の二の三 法第六條の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七條第一項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。</p>

第一条の二の四 法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画案（以下「障害児支援利用計画案」という。）に係る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

② 法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労働省令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

第一条の二の五 法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

一 三 (略)

第一条の二の四 法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画案（以下「障害児支援利用計画案」という。）に係る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

② 法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労働省令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供する上での留意事項とする。

第一条の二の五 法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上での留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

一 三 (略)

第七条 都道府県は、法第十九条の二第一項の規定に基づき、毎月、小児慢性特定疾病医療費を支給するものとする。

第七条 削除

② 医療費支給認定（法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定をいう。以下同じ。）に係る小児慢性特定疾病児童等（法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）が指定小児慢性特定疾病医療機関（同項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関をいう。以下同じ。）から指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。以下同じ。）を受けたときは、法第十九条の三第十項の規定により当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者（同条第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。以下同じ。）に支給すべき小児慢性特定疾病医療費は当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対して支払うものとする。

③ 都道府県は、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が緊急その他やむを得ない事由により法第十九条の三第五項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるものとして定められた指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関から当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援を受けた場合において、その必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者に、支給すべき小児慢性特定疾病医療費を支払うことができる。

第七条の二 令第二十二條第一項第二号イに規定する厚生労働省令で定める者（以下「医療費支給認定基準世帯員」という。）は、次の各号に掲げる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の区分に応じ

（新設）

、当該各号に定める者とする。ただし、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者（法第十九条の三の第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の保護者をいう。以下この条及び第七条の九において同じ。）が後期高齢者医療の被保険者である場合（第二号に掲げる場合に限る。）は、当該小児慢性特定疾病児童等の保護者及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している国民健康保険の被保険者（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等以外の者であつて、かつ、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と同一の世帯に属するものに限る。）とする。

一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険が国民健康保険以外である場合 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。第七条の八第一号及び第七条の九第一項第四号において同じ。）の規定による被保険者等（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等以外の者であつて、かつ、健康保険法の規定による被保険者（同法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第二百二十六条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にあるものをいう。第七条の八第一号において同じ。）

二 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険が国民健康保険である場合 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している国民健康保険の被保険者（当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等以外の者であつて、かつ、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と同一の世帯に属するものに限る。）

第七条の三 令第二十二條第一項第二号イ、第三号及び第四号ロの所得割の額を合算した額の算定については、次の各号に掲げる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。

一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が医療保険各法の規定による被保険者等である場合又は被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六條第一項に規定する被保護者をいう。）である場合 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の市町村民税（令第二十二條第二号イに規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。）の所得割（同号イに規定する所得割をいう。以下同じ。）の額

二 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者が前条ただし書に該当する場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が同条第二号に掲げる区分に該当する場合 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の市町村民税の所得割の額及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額

三 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が前二号のいずれにも該当しない者である場合 当該医療費支給認定に係る小児慢性

（新設）

特定疾病児童等に係る医療費支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額

(新設)

第七条の四 令第二十二條第一項第四号イに規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額（同項に規定する小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(新設)

第七条の五 令第二十二條第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条、第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において「昭和六十年法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

- 四 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺

族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において同じ。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において同じ。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。第十八条の四十四及び第二十五条の二十四の三において同じ。）のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法

律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第七条の六 令第二十二條第一項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第四号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第五号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第七条の七 令第二十二條第一項第七号イに規定する厚生労働省令で定める者は、同項第五号又は第六号に掲げる区分に応じ、それぞれ同項第五号又は第六号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第七号に定める額を小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第七条の八 令第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める者（次条第一項第十一号において「医療費算定対象世帯員」という。）は、次の各号に掲げる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（新設）

（新設）

（新設）

一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が第七条の二第一号に掲げる区分に該当する場合 医療費支給認定基準世帯員及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の加入している医療保険各法の規定による被保険者等の被扶養者

二 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が第七条の二第二号に掲げる区分に該当する場合 医療費支給認定基準世帯員

第七条の九 法第十九条の三第一項の規定に基づき医療費支給認定の申

請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地、及び生年月日

三 当該申請に係る小児慢性特定疾病の名称

四 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の医療保険各法、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による被保険者証（健康保険法第二百二十六条の規定による日雇特例被保険者手帳（健康保険印紙を貼り付けるべき余白があるものに限る。）及び被扶養者証を含む。）、組合員証又は加入者証に記載されている記号、番号及び保険者名称

五 医療費支給認定基準世帯員の氏名

六 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関として希望するものの名称及び所在地

（新設）

七 所得の状況に関する事項

八 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者（令第二十二條第一項第二号口に規定する高額治療継続者をいう。）に該当するかの別

九 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が療養負担過重患者（令第二十二條第一項第二号口に規定する療養負担過重患者をいう。）に該当するかの別

十 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が令第二十二條第一項第六号に規定する厚生労働大臣が定めるものに該当するかの別

十一 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七條第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五條第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この号において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費算定対象世帯員が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合は、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等又は当該支給認定を受けた指定難病の患者に関する事項

十二 その他必要な事項

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 指定医（法第十九條の三第一項に規定する指定医をいう。以下同じ。）の診断書（同項に規定する診断書をいう。第七條の十一第一項第三号、第七條の十三第一項、第七條の十六及び第七條の十八に

において単に「診断書」という。）（これにより難い特別の事情のある場合にあっては、都道府県知事が必要と認めるこれに準ずる診断書）

二 前項第七号から第十一号までの事項を証する書類その他小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者が現に医療費支給認定を受けている場合には、当該医療費支給認定に係る医療受給者証（法第十九条の三第七項に規定する医療受給者証をいう。以下同じ。）

③ 医療費支給認定保護者は、医療費支給認定の有効期間（法第十九条の三第六項に規定する医療費支給認定の有効期間をいう。第七条の二十二第七号及び第七条の二十三第一項において同じ。）内において、第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項又は小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額算定のために必要な事項に変更があつたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に当該医療費支給認定に係る医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一 当該届出を行う医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二 当該届出に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名及び生年月日

三 第一項各号（第三号及び第七号から第十一号までを除く。）に掲げる事項及び小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 その他必要な事項

④ 前項の届出書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第七条の十 都道府県知事は、法第十九条の三第一項の規定に基づき、

診断又は治療に五年以上（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師であつて、次の各号のいずれかに該当するものうち、第七条の十三に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、その申請に基づき、指定医に指定するものとする。

一 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。

二 都道府県知事が行う研修を修了していること。

② 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、第七条の十六の規定により指定医の指定を取り消された後五年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。

第七条の十一 前条第一項の規定に基づく指定医の指定の申請をしようとする医師は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、第三号の医療機関の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該申請をしようとする医師の氏名、居住地、生年月日、連絡先、
、 医籍の登録番号及び登録年月日並びに担当する診療科名

（新設）

（新設）

二 当該申請をしようとする医師が認定を受けている専門医の資格の名称及びその認定期間又は前条第一項第二号に規定する研修の名称及びその修了日

三 診断書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

四 その他必要な事項

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県知事は当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 申請者の経歴書

二 医師免許証の写し

三 専門医の資格を証する書面又は前条第一項第二号に規定する研修を修了したことを証する書面

第七条の十二 指定医の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第七条の十三 指定医は、法第十九条の三第一項の規定による診断書の作成を職務とする。

② 指定医は、前項に規定する職務のほか、小児慢性特定疾病の治療方法その他法第二十一条の四第一項に規定する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究の推進に協力するものとする。

第七条の十四 指定医は、第七条の十一第一項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、変更のあつた事項及びその年月日を、当該指定医の指定をした都道府県知事に速やかに届け出なければなら

(新設)

(新設)

(新設)

ない。

第七条の十五 指定医は、六十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(新設)

第七条の十六 指定医が診断書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不相当と認められるときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

(新設)

第七条の十七 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公表しなければならない。

(新設)

- 一 第七条の十の規定による指定医の指定をしたとき。
- 二 第七条の十四の規定による届出(第七条の十一第一項第三号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつたとき。
- 三 第七条の十五の規定による指定医の指定の辞退があつたとき。
- 四 前条の規定により指定医の指定を取り消したとき。

(新設)

第七条の十八 法第十九条の三第一項の厚生労働省令で定める診断書は、次の各号に掲げる事項を記載し、当該診断書を作成した医師が記名押印又は署名した書面とする。

- 一 医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別及び生年月日
- 二 当該小児慢性特定疾病児童等がかかっている小児慢性特定疾病の名称及びその疾病の状態の程度に関する事項
- 三 診断書の作成年月日
- 四 その他参考となる事項

第七条の十九 法第十九条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、第七条の九第一項の申請書の記載事項に不備がある場合又は当該申請書に必要な書類が添付されていない場合とする。

(新設)

第七条の二十 都道府県は、法第十九条の三第五項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療機関（これに準ずるものとして都道府県知事が認める医療機関を含む。）の中から、当該医療費支給認定に係る第七条の九第一項又は第七条の二十七第一項の申請書における記載を参考として、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けることが相当と認められるものを、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関として定めるものとする。

(新設)

第七条の二十一 法第十九条の三第六項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一年以内であつて、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受けることが必要な期間とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(新設)

第七条の二十二 都道府県は、法第十九条の三第七項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した医療受給者証を交付しなければならぬ。

- 一 当該医療費支給認定保護者の氏名、居住地及び当該医療費支給認

定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日

三 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称

四 当該医療費支給認定の年月日及び受給者番号

五 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関に関する事項

六 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額に関する事項

七 当該医療費支給認定の有効期間

八 その他必要な事項

第七条の二十三 都道府県は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った医療費支給認定保護者から、医療費支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があつたときは、医療受給者証を交付しななければならない。

② 前項の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請をしようとする医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該申請に係る医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日

三 申請の理由

③ 医療受給者証を破り、又は汚した場合の第一項の申請には、前項の

(新設)

申請書に、当該医療受給者証を添えなければならない。

- ④ 医療受給者証の再交付を受けた後、失った医療受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第七条の二十四 医療費支給認定保護者は、法第十九条の三第九項の規定に基づき、指定小児慢性特定疾病医療支援を受けるに当たっては、その都度、指定小児慢性特定疾病医療機関に対して医療受給者証を提示しなければならない。

第七条の二十五 法第十九条の四第一項に規定する小児慢性特定疾病審査会に会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- ② 会長は、会務を総理する。

- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

- ④ 小児慢性特定疾病審査会の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- ⑤ 委員は、再任されることができる。

- ⑥ 前各項に定めるもののほか、小児慢性特定疾病審査会の運営に関し必要な事項は、小児慢性特定疾病審査会が定める。

第七条の二十六 法第十九条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 法第十九条の三第五項の規定に基づき定められた指定小児慢性特定疾病医療機関

- 二 小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額及び小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

三 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病の名称

第七条の二十七 法第十九条の五第一項の規定に基づき医療費支給認定

の変更を申請しようとする医療費支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に医療受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一 当該医療費支給認定保護者の氏名、居住地、連絡先及び当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等との続柄

二 当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、居住地及び生年月日

三 前条各号に掲げる事項のうち変更の必要が生じたもの

四 その他必要な事項

② 前項の申請書には、同項第三号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第七条の二十八 都道府県は、法第十九条の六第一項の規定に基づき医

療費支給認定の取消しを行ったときは、同条第二項の規定により次の各号に掲げる事項を書面により医療費支給認定保護者に通知し、医療受給者証の返還を求めるとする。

一 法第十九条の六第一項の規定に基づき医療費支給認定の取消しを行った旨

二 医療受給者証を返還する必要がある旨

三 医療受給者証の返還先及び返還期限

② 当該医療費支給認定の取消しに係る医療費支給認定保護者の医療受

(新設)

(新設)

給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、前項の規定にかかわらず、同項の書面に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第七条の二十九 法第十九条の九第一項の規定に基づき指定小児慢性特

定疾病医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院又は診療所の名称及び所在地

二 開設者の住所、氏名又は名称

三 保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。第七条の三十三において同じ。）である旨

四 標ぼうしている診療科名

五 法第十九条の九第二項各号に該当しないことを誓約する旨

六 役員の氏名及び職名

七 その他必要な事項

② 法第十九条の九第一項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けようとする薬局の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 薬局の名称及び所在地

二 開設者の住所、氏名又は名称

三 保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。第七条の三十三において同じ。）である旨

四 法第十九条の九第二項各号に該当しないことを誓約する旨

五 役員の氏名及び職名

（新設）

六 その必要な事項

③ 法第十九条の九第一項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けようとする指定訪問看護事業者（令第二十二條の四に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十八條第一項に規定する訪問看護事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 指定訪問看護事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 当該申請に係る訪問看護ステーションの名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者である旨
- 四 法第十九条の九第二項各号に該当しないことを誓約する旨
- 五 役員の氏名及び職名
- 六 その他必要な事項

第七条の三十 法第十九条の九第二項第四号の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第十九条の十六第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するため、当該指定小児慢性特定疾病医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定小児慢性特定疾病医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定小児慢性特定疾病医療機関が当該指定の取消しの理由となつた事実について

（新設）

組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

第七條の三十一 法第十九條の九第二項第六號の規定による通知は、法

第十九條の十六第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第七條の三十二 法第十九條の九第三項第一號に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーションとする。

（新設）

第七條の三十三 法第十九條の十第二項で準用する健康保険法第六十八條第二項の厚生労働省令で定める指定小児慢性特定疾病医療機関は、保険医（健康保険法第六十四條に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（健康保険法第六十四條に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

（新設）

第七條の三十四 法第十九條の十四に規定する厚生労働省令で定める事項は、指定小児慢性特定疾病医療機関が病院又は診療所であるときは第七條の二十九第一項各号（第一號及び第五號を除く。）に掲げる事

（新設）

項とし、薬局であるときは同条第二項各号（第一号及び第四号を除く。）に掲げる事項とし、指定訪問看護事業者であるときは同条第三項各号（第一号及び第四号を除く。）に掲げる事項とする。

第七条の三十五 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等（法第十九条の九第一項の規定に基づき指定を受けた病院若しくは診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者をいう。次条及び第七条の三十七において同じ。）は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の名称及び所在地並びに前条の事項に変更があつたときは、法第十九条の十四の規定に基づき、変更のあつた事項及びその年月日を、十日以内に、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地（当該指定小児慢性特定疾病医療機関が指定訪問看護事業者であるときは、当該指定に係る訪問看護ステーションの所在地をいう。次条及び第七条の三十七において同じ。）の都道府県知事に届け出なければならない。

第七条の三十六 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。

- 一 当該医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき。
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条、健康保険法第九十五条又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項に規定する処分を受けたとき。

第七条の三十七 法第十九条の十五の規定に基づき指定小児慢性特定疾

（新設）

（新設）

（新設）

病医療機関の指定を辞退しようとする指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、その旨を、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県知事に申し出なければならない。

第七条の三十八 法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号様式のとおりとする。

(新設)

第七条の三十九 都道府県知事が法第十九条の二十第一項の規定に基づき小児慢性特定疾病医療費の請求の審査を行うこととしている場合においては、指定小児慢性特定疾病医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)の定めるところにより、当該指定小児慢性特定疾病医療機関が行った医療に係る小児慢性特定疾病医療費を請求するものとする。

(新設)

② 前項の場合において、都道府県は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対し、都道府県知事が当該指定小児慢性特定疾病医療機関の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会又は同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織の意見を聴いて決定した額に基づいて、その小児慢性特定疾病医療費を支払うものとする。

③ 法第十九条の二十四第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法

人とする。

第七条の四十 法第十九条の二十二第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、小児慢性特定児童等、その家族その他の関係者と行政機関、教育機関、医療機関等の関係機関との連絡調整その他の小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者に必要な支援とする。

第七条の四十一 法第十九条の二十二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動、生産的活動等を通じた小児慢性特定疾病児童等及びその家族が相互の交流を行う機会の提供、社会との交流の促進その他小児慢性特定疾病児童等が将来自立した生活を営むことができるようにするために必要な支援とする。

第八条 都道府県知事が法第二十一条の二において準用する法第十九条の二十第一項の規定により医療費の請求の審査を行うこととしている場合においては、指定療育機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の定めるところにより、当該指定療育機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

(削る)

(新設)

(新設)

第八条 都道府県知事が法第二十一条の三第一項の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定療育機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)又は訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)の定めるところにより、当該指定療育機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

② 指定療育機関は、療育医療の給付を受けた身体に障害のある児童又はその扶養義務者が、法第五十六条第五項の規定により支払を命ぜられた額を、支払期限までに指定療育機関に支払わなかったときは、その旨を遅滞なく都道府県知事に通知しなければならない。

② 前項の場合において、都道府県は、当該指定療育機関に対し、都道府県知事が当該指定療育機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会又は同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

第十一条 法第二十条第五項の規定による都道府県知事の指定を受けようとする病院の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

- 四 建物の配置図及び平面図
- 五 結核にかかっている児童のみを收容する病室の位置及び收容定員
- 六 結核の診療を主として担当する医師の氏名及び略歴
- 七 結核の診療を行うために必要な設備の概要
- 八 結核にかかっている児童の療養生活の指導を担当する保育士その他の職員の氏名及び略歴
- 九 図書、遊具等結核にかかっている児童の療養生活の指導に必要な設備の概要
- 十 結核にかかっている児童のための特別支援学校、特別支援学級又

③ 第一項の場合において、都道府県は、当該指定療育機関に対し、都道府県知事が当該指定療育機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会又は同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織の意見を聴いて決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。

第十一条 法第二十条第五項の規定による都道府県知事の指定を受けようとする病院の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～三 (略)

三の二 診療を担当しようとする結核の種別（骨関節結核又は骨関節結核以外の結核の別をいう。以下同じ。）

- 四 建物の配置図及び平面図
- 五 結核にかかっている児童のみを收容する病室の位置及び收容定員
- 六 骨関節結核又は骨関節結核以外の結核の診療を主として担当する医師の氏名及び略歴
- 七 骨関節結核又は骨関節結核以外の結核の診療を行うために必要な設備の概要
- 八 結核にかかっている児童の療養生活の指導を担当する保育士その他の職員の氏名及び略歴
- 九 図書、遊具等結核にかかっている児童の療養生活の指導に必要な設備の概要
- 十 結核にかかっている児童のための特別支援学校、特別支援学級又

は教員の派遣について、生徒数、教員数等その概要

第十四条 削除

は教員の派遣について、生徒数、教員数等その概要

第十四条 指定療育機関の開設者（国を除く。以下同じ。）は、当該指定療育機関が診療を担当する結核の種別を変更しようとするときは、第十一条に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第十五条 指定療育機関の開設者（国を除く。次条において同じ。）は、当該指定療育機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その事項及びその年月日を、速やかに、その所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 第十一条各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 （略）

三 医療法第二十四条、第二十八条又は第二十九条に規定する処分を受けたとき。

第十八条 削除

第十八条の二 法第二十一条の五の三第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

第十八条 都道府県知事が法第二十一条の三第一項の規定により医療費

の審査を行うこととしている場合においては、指定療育機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の定めるところにより、当該指定療育機関が行つた医療に係る診療報酬を請求するものとする。

第十八条の二 法第二十一条の五の三第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 児童発達支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者（法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

二・三 (略)

第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法第三百四十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第十八条の四 令第二十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号及び第二号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児通所支援負担上限月額（同条に規定する障害児通所支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、令第二十四条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の六 (略)

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によ

一 児童発達支援 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

二・三 (略)

第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第十八条の四 令第二十四条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号及び第二号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児通所支援負担上限月額（同条に規定する障害児通所支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、令第二十四条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の六 (略)

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によ

つて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 (略)

二 肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)を含む医療型児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額(令第二十五条の十三第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。)の算定のために必要な事項に関する書類

三 (略)

③ ⑫ (略)

第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二の第二項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。

② (略)

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十一第三項及び第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

② 法第二十四条の十五第二項及び第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の五様式のとおりとする。

つて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 (略)

二 肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。)を含む医療型児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額(令第二十五条の十二第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。)の算定のために必要な事項に関する書類

三 (略)

③ ⑫ (略)

第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。

② (略)

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十一第二項(法第二十一条の五の二十六第五項において準用する場合を含む。)の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

② 法第二十四条の十五第二項及び第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の五様式のとおりとする。

③ 法第二十四条の三十四第二項及び第二十四条の三十九第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の六様式のとおりとする。

④ 法第五十七条の三第四項、第五十七条の三の二第二項及び第五十七条の三の三第七項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の七様式のとおりとする。

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等（指定発達支援医療機関（法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）の設置者を除く。以下この条において同じ。）の法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

二（略）

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定発達支援医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第十八条の四十三 令第二十五条の十三第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたな

③ 法第二十四条の三十四第二項及び第二十四条の三十九第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の六様式のとおりとする。

④ 法第五十七条の三第三項、第五十七条の三の二第二項及び第五十七条の三の三第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の七様式のとおりとする。

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等（指定医療機関（法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）の設置者を除く。以下この条において同じ。）の法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

二（略）

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第十八条の四十三 令第二十五条の十二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたな

らば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十四 令第二十五条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺

らば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十四 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。 ※現行のミス

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び第二十五条の二十四の三において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基

族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金のうち障害共済年金、移行農林年金のうち障害年金及び特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法（他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第十八条の四十五 令第二十五条の十三第一項第三号に規定する厚生労働

づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第一百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第十八条の四十五 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生労働

働省令で定める者は、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十六 令第二十五条の十三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十七 都道府県知事が法第二十一条の五の二十九において準用する法第十九条の二十第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしている場合には、法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定障害児通所支援事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医療費を請求するものとする。

② (略)

③ 法第二十一条の五の二十九において準用する法第十九条の二十四第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

働省令で定める者は、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十六 令第二十五条の十二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十七 都道府県知事が法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしている場合には、法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定障害児通所支援事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医療費を請求するものとする。

② (略)

③ 法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十五条の七 (略)

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 (略)

二 障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）を行う指定入所支援に係る申請を行う場合にあつては、障害児入所医療負担上限月額（令第二十七条の十三第一項に規定する障害児入所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（令第二十七条の十五の規定により読み替えられた場合にあつては、生活療養（健康保険法第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）に係るものを含む。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 (略)

③ ⑫ (略)

第二十五条の二十三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている施設の数が一以上二十未満の指定障害児入所施設等（指定発達支援医療機関を除く。以下この条において同じ。）の設置者 法令遵守責任者の選任をすること。

二 (略)

三 指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設

第二十五条の七 (略)

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 (略)

二 障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）を行う指定入所支援に係る申請を行う場合にあつては、障害児入所医療負担上限月額（令第二十七条の十三第一項に規定する障害児入所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（令第二十七条の十五の規定により読み替えられた場合にあつては、生活療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）に係るものを含む。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 (略)

③ ⑫ (略)

第二十五条の二十三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている施設の数が一以上二十未満の指定障害児入所施設等（指定医療機関を除く。以下この条において同じ。）の設置者 法令遵守責任者の選任をすること。

二 (略)

三 指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設

置者及び指定発達支援医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任を
すること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備
すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十四の三 令第二十七条の十三第一項第三号に規定する
厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並
びに昭和六十年法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年
金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生
年金並びに昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の
厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに昭和六十年法
律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害
年金

四 六 (略)

七 移行農林共済年金のうち障害共済年金、移行農林年金のうち障害
年金及び特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの

八 十一 (略)

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養
手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年法律第

置者及び指定医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること
、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること
及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十四の三 令第二十七条の十三第一項第三号に規定する
厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並
びに法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法に基づ
く障害年金

二 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生
年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保
険法に基づく障害年金

三 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四
号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 六 (略)

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済
組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止
する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をい
う。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定す
る移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同
法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のう
ち障害を支給事由とするもの

八 十一 (略)

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養
手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附

三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第二十五条の二十六 都道府県知事が法第二十四条の二十一において準用する法第十九条の二十第一項の規定に基づき障害児入所医療費の審査を行うこととしている場合には、指定障害児入所施設等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の定めるところにより、当該指定障害児入所施設等が行った医療に係る障害児入所医療費を請求するものとする。

② (略)

③ 法第二十四条の二十一において準用する法第十九条の二十四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十五条の二十六の三 (略)

② (略)

③ 市町村は、第一項の申請を行った障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。

④ (略)

則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第二十五条の二十六 都道府県知事が法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第一項の規定に基づき障害児入所医療費の審査を行うこととしている場合には、指定障害児入所施設等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の定めるところにより、当該指定障害児入所施設等が行った医療に係る障害児入所医療費を請求するものとする。

② (略)

③ 法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十五条の二十六の三 (略)

② (略)

③ 市町村は、第一項の申請を行った障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。

④ (略)

第二十六条 都道府県知事は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定により、児童福祉施設に入所させ、又は指定発達支援医療機関に治療等の委託をしようとする児童につき、法第二十六条第二項に掲げる事項を記載した書類を児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長に送付しなければならない。法第三十一条第三項に規定する変更の措置をとらうとする者についても、同様とする。

第二十七条 児童福祉施設の長又は指定発達支援医療機関の長は、法第二十七条第一項第三号の規定により当該児童福祉施設に入所し、又は同条第二項の規定による委託により当該指定発達支援医療機関に入院した児童について次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。法第三十一条第二項又は第三項の規定の適用を受けて満十八歳に達した後において当該児童福祉施設に在所し、又は指定発達支援医療機関に在院する者についても、同様とする。

一〜三 (略)

第三十六条の二 都道府県は、法第三十三条の六第一項の規定に基づき、法第六条の二の二第一項に規定する義務教育終了児童等（以下「義務教育終了児童等」という。）に対し、当該義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行うときは、当該義務教育終了児童等が自立した生活を営むことができるよう、当該義務教育終了児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童自立生活援助を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託して行うものとする。

第二十六条 都道府県知事は、法第二十七条第一項第三号又は第二項の規定により、児童福祉施設に入所させ、又は指定医療機関に治療等の委託をしようとする児童につき、法第二十六条第二項に掲げる事項を記載した書類を児童福祉施設の長又は指定医療機関の長に送付しなければならない。法第三十一条第三項に規定する変更の措置をとらうとする者についても、同様とする。

第二十七条 児童福祉施設の長又は指定医療機関の長は、法第二十七条第一項第三号の規定により当該児童福祉施設に入所し、又は同条第二項の規定による委託により当該指定医療機関に入院した児童について次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。法第三十一条第二項又は第三項の規定の適用を受けて満十八歳に達した後において当該児童福祉施設に在所し、又は指定医療機関に在院する者についても、同様とする。

一〜三 (略)

第三十六条の二 都道府県は、法第三十三条の六第一項の規定に基づき、法第六条の二の二第一項に規定する義務教育終了児童等（以下「義務教育終了児童等」という。）に対し、当該義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行うときは、当該義務教育終了児童等が自立した生活を営むことができるよう、当該義務教育終了児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な児童自立生活援助を行い、又は児童自立生活援助を行うことを委託して行うものとする。

第三十六条の三 法第六条の二第二項に規定する児童自立生活援助事業は、義務教育終了児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、児童自立生活援助を行い、あわせて、児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行うものでなければならぬ。

第三十六条の二十九 法第三十三条の十五第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

二 六（略）

第三十六条の三十 法第三十三条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

イ・ロ（略）

ハ 知的障害児施設等及び指定発達支援医療機関 障害児施設等

第三十六条の三 法第六条の二第二項に規定する児童自立生活援助事業は、義務教育終了児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、児童自立生活援助を行い、あわせて、児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行うものでなければならぬ。

第三十六条の二十九 法第三十三条の十五第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

二 六（略）

第三十六条の三十 法第三十三条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一（略）

イ・ロ（略）

ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等

二 (略)

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号、第六号から第九号まで及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 三 (略)

四 法第二十一条の三に規定する権限

五 (略)

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第七條第一項及び第三項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第七條の九第一項	都道府県は、	指定都市及び児童相談所設置市は、
第七條の九第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の

二 (略)

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号、第六号から第九号まで及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 三 (略)

四 法第二十一条の四に規定する権限

五 (略)

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合には、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
(新設)		
(新設)		
(新設)		

<p>第七條の九第三項及び 第四項</p> <p>第七條の十</p> <p>第七條の十一</p> <p>第七條の十四</p> <p>第七條の十六</p> <p>第七條の十七</p> <p>第七條の二十</p>	<p>都道府県</p>	<p>指定都市及び児童相 談所設置市</p>
<p>第七條の二十二</p> <p>第七條の二十三</p> <p>第七條の二十七</p> <p>第七條の二十八</p> <p>第七條の二十九</p> <p>第七條の三十</p> <p>第七條の三十五</p> <p>第七條の三十六</p> <p>第七條の三十七</p> <p>第七條の三十九第一項</p> <p>第七條の三十九第二項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県は、</p>	<p>指定都市及び児童相 談所設置市は、</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県は、</p>	<p>指定都市及び児童相 談所設置市は、</p>
<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長</p>

<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

(略)	<p>第十条第一項 第十一条 (削る) 第十五条 第十六条 (削る) 第十八条の二十七 第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十五 第十八条の四十 第十八条の四十七</p>		<p>第八条第二項</p>	<p>第八条第一項</p>	
(略)	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県は、</p>	<p>都道府県知事</p>	
(略)	<p>指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長</p>	<p>指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長</p>	<p>指定都市及び児童相 談所設置市は、</p>	<p>指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長</p>	<p>児童相談所設置市の 市長</p>

(略)	<p>第十条第一項 第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条 第十八条の二十七 第十八条の二十八 第十八条の二十九 第十八条の三十 第十八条の三十二第四項 第十八条の三十五 第十八条の四十 第十八条の四十七</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>第八条第三項</p>	<p>第八条第一項及び第二項</p>	
(略)	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>都道府県は、</p>	<p>都道府県知事</p>	
(略)	<p>指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長</p>	<p>指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長</p>	<p>指定都市及び児童相 談所設置市は、</p>	<p>指定都市の市長及び 児童相談所設置市の 市長</p>	

第五十条の三 (略)

第七條第一項及び第三項	都道府県	中核市
第七條の九第一項	都道府県は、 都道府県知事	中核市は、 中核市の市長
第七條の九第二項	都道府県	中核市
第七條の九第三項及び第四項	都道府県知事	中核市の市長
第七條の十一	都道府県は、 都道府県知事	中核市は、 中核市の市長
第七條の十四	都道府県	中核市
第七條の十六	都道府県	中核市
第七條の十七	都道府県は、 都道府県知事	中核市は、 中核市の市長
第七條の二十	都道府県	中核市
第七條の二十二	都道府県	中核市
第七條の二十三	都道府県	中核市
第七條の二十七	都道府県	中核市
第七條の二十八	都道府県	中核市
第七條の二十九	都道府県知事	中核市の市長
第七條の三十	都道府県知事	中核市の市長
第七條の三十五	都道府県知事	中核市の市長
第七條の三十六	都道府県知事	中核市の市長
第七條の三十七	都道府県知事	中核市の市長
第七條の三十九第一項	都道府県知事	中核市の市長

第五十条の三 (略)

(新設)		

第十三号の様式 削除	(略)	第七条の三十九第二項	都道府県は、	中核市は、
		第八条第一項	都道府県知事	中核市の市長
第十三号の様式及び第十三号の様式 削除	(略)	第八条第二項	都道府県は、	中核市は、
		第十条第一項 第十一条 (削る) 第十五条 第十六条 (削る) 第三十六条の三十一第二項	都道府県知事 都道府県知事 都道府県知事	中核市の市長 中核市の市長 中核市の市長
第十三号の様式及び第十三号の様式 削除	(略)	(新設)		
		第八条第一項及び第二項	都道府県知事	中核市の市長
第十三号の様式及び第十三号の様式 削除	(略)	第八条第三項	都道府県は、	中核市は、
		第十条第一項 第十一条 第十四条 第十五条 第十六条 第十八条 第三十六条の三十一第二項	都道府県知事 都道府県知事 都道府県知事	中核市の市長 中核市の市長 中核市の市長

○ 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療型障害児入所施設に類する施設）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（医療型障害児入所施設に類する施設）</p> <p>第九条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関</p> <p>三・四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（施設入所等児童の範囲）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する障害児入所施設への入所又は児童福祉法第二十七条第二項の規定による同号に規定する指定発達支援医療機関への入院</p> <p>二（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（施設入所等児童の範囲）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により入所措置が採られて行われる法第三条第三項第二号に規定する障害児入所施設への入所又は児童福祉法第二十七条第二項の規定による同号に規定する指定医療機関への入院</p> <p>二（略）</p> <p>3・4（略）</p>

○ 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関</p> <p>三〇九（略）</p>	<p>（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関</p> <p>三〇九（略）</p>

○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第四条第三項に規定する施設） 第四条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関</p> <p>三・四（略）</p>	<p>（令第四条第三項に規定する施設） 第四条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関</p> <p>三・四（略）</p>

○ 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

第四条（略）

第四条（略）

一 （略）	（略）	一 （略）	（略）
二 法第十五条第二項に掲げる規定又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第十七条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者（以下「指	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。））、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。））、児童福祉法（昭和二十二年法律	二 法第十五条第二項に掲げる規定又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）第十七条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者（以下「指	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。））、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。））、児童福祉法（昭和二十二年法律

<p>定医療機関」という。)の提出する診療報酬請求書</p>	<p>一条の二、第二十一条の五の二十九及び第二十四条の二十一(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)並びに母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十條第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条の六、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第百十四号)第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第十四条(同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項</p>
--------------------------------	--

<p>定医療機関」という。)の提出する診療報酬請求書</p>	<p>一条の五の二十九及び第二十四条の二十一(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)並びに母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十條第七項において準用する場合を含む。)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条の六、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第百十四号)第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第十四条(同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)第十二条又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項</p>
--------------------------------	--

改正案	現行
<p>（診療報酬の請求及び支払）</p> <p>第十四条 都道府県知事が法第二十条第七項において準用する児童福祉法第十九条の二十第一項の規定により医療費の審査を行うこととして いる場合においては、指定養育医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の定めるところにより、当該指定養育医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>一 法第二十条第五項に規定する指定の権限並びに法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三及び同法第二十条第八項に規定する権限</p> <p>二 （略）</p>	<p>（診療報酬の請求及び支払）</p> <p>第十四条 都道府県知事が法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第一項の規定により医療費の審査を行うこととして いる場合においては、指定養育医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）の定めるところにより、当該指定養育医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>一 法第二十条第五項に規定する指定の権限並びに法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四及び同法第二十条第八項に規定する権限</p> <p>二 （略）</p>

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより</p>	<p>（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従って電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従って記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより</p>

行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)により行うものとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の第二項の小児慢性特定疾病医療費の支給、第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給

二 十 (略)

2・3 (略)

行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。)により行うものとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給

二 十 (略)

2・3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。）</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給</p> <p>二 九</p>	<p>（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求）</p> <p>第一条 指定訪問看護事業者は、訪問看護療養費（家族訪問看護療養費及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四百四十五条に規定する特別療養費を含む。以下同じ。）の支給又は次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）に関し費用を請求しようとするときは、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護ステーション」という。）ごとに、訪問看護療養費請求書に訪問看護療養費明細書を添えて、これを当該訪問看護療養費請求書の審査支払機関に提出しなければならない。）</p> <p>（新設）</p> <p>一 八</p>

○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支援給付に係る厚生労働省令等の適用）</p> <p>第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（平成十九改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）<u>第七条の四、第七条の六、第七条の七、第十八条の四、第十八条の四十五、第十八条の四十六、第十八条の四十七第二項、第二十五条の三、第二十五条の二十四の二、第二十五条の二十四の四、第二十五条の二十四の五及び第二十五条の第二十五第二項の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を必要とする状態にある者を生活保護法第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）とみなす。</u></p> <p>四〇八 （略）</p>	<p>（支援給付に係る厚生労働省令等の適用）</p> <p>第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（平成十九改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）<u>第十八条の四、第十八条の四十五、第十八条の四十六、第十八条の四十七第二項、第二十五条の三、第二十五条の二十四の二、第二十五条の二十四の四、第二十五条の二十四の五及び第二十五条の第二十五第二項の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を必要とする状態にある者を生活保護法第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）とみなす。</u></p> <p>四〇八 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等） 第七十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法第六條の二の二第三項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）</p> <p>三〇九（略）</p>	<p>（施行法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等） 第七十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法第六條の二の二第三項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）</p> <p>三〇九（略）</p>

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支給決定の申請）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況</p> <p>五～七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（法第二十二條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況</p> <p>五～九（略）</p> <p>（支給決定の変更の申請）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に</p>	<p>（支給決定の申請）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況</p> <p>五～七（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（法第二十二條第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況</p> <p>五～九（略）</p> <p>（支給決定の変更の申請）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二第一項に規定</p>

規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況

五〇八 (略)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 (略)

一〇三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等という。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。) 又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。) であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第二項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。) 又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。)

2 (略)

する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況

五〇八 (略)

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 (略)

一〇三 (略)

四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等(法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等という。)、通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。) 又は入所給付決定保護者(同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。) であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、通所受給者証番号(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。)、入所受給者証番号(同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。) 又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。)

2 (略)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（従業者の員数） 第五十条 （略） 2～7 （略）</p> <p>8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>（従業者の員数） 第五十条 （略） 2～7 （略）</p> <p>8 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の二</u>第二項に規定する児童発達支援をいう以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をい</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の二</u>第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をい</p>

う。

。

○ 厚生労働省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉法施行規則の特例）</p> <p>第一条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「法」という。）<u>第十一条</u>第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、<u>法第七条</u>第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（以下「公告の日」という。）以後は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）<u>第十五条</u>中「開設者（国を除く。以下同じ。）」とあるのは、「開設者」とする。</p>	<p>（児童福祉法施行規則の特例）</p> <p>第一条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（以下「法」という。）<u>第十一条</u>第一項の道州制特別区域計画を作成した特定広域団体の区域においては、<u>法第七条</u>第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公告の日（以下「公告の日」という。）以後は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）<u>第十四条</u>中「開設者（国を除く。以下同じ。）」とあるのは、「開設者」とする。</p>

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令（平成二十三年厚生労働省令第百十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（略）</p> <p>一 （略）</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第六条の二の二第九号</u>に規定する家庭的保育事業その他児童の保育に関する事業であつて当該市町村が必要と認めるものを利用している児童</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（略）</p> <p>一 （略）</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第六条の二第九号</u>に規定する家庭的保育事業その他児童の保育に関する事業であつて当該市町村が必要と認めるものを利用している児童</p> <p>ロ （略）</p> <p>二 （略）</p>

○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 通所給付決定保護者 法第六条の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>二 十二（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 通所給付決定保護者 法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。</p> <p>二 十二（略）</p>

○ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（従業者の員数） 第四条（略） 一（略） 二（略） イ（略） ロ 主として肢体不自由（法第六条の二の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一以上 三〇六 二〇四（略）</p>	<p>（従業者の員数） 第四条（略） 一（略） 二（略） イ（略） ロ 主として肢体不自由（法第六条の二第三項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 一以上 三〇六 二〇四（略）</p>

○ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害児支援利用計画案 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十 四号。以下「法」という。）<u>第六条の二の二第七項</u>に規定する障害 児支援利用計画案をいう。</p> <p>二 障害児支援利用計画 <u>法第六条の二の二第七項</u>に規定する障害児 支援利用計画をいう。</p> <p>三〇十一 （略）</p> <p>（受給資格の確認）</p> <p>第九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求 められた場合は、その者の提示する通所受給者証（<u>法第二十一条の五</u> の七第九項に規定する通所受給者証をいう。）によって、障害児相談 支援給付費の支給対象者であること、<u>法第六条の二の二第八項</u>に規定 する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定 の有効期間、支給量（<u>法第二十一条の五の七第七項</u>に規定する支給量 をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>第十五条（指定障害児相談支援の具体的取扱方針） （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 障害児支援利用計画案 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十 四号。以下「法」という。）<u>第六条の二第七項</u>に規定する障害児支 援利用計画案をいう。</p> <p>二 障害児支援利用計画 <u>法第六条の二第七項</u>に規定する障害児支援 利用計画をいう。</p> <p>三〇十一 （略）</p> <p>（受給資格の確認）</p> <p>第九条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求 められた場合は、その者の提示する通所受給者証（<u>法第二十一条の五</u> の七第九項に規定する通所受給者証をいう。）によって、障害児相談 支援給付費の支給対象者であること、<u>法第六条の二第八項</u>に規定する 厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有 効期間、支給量（<u>法第二十一条の五の七第七項</u>に規定する支給量をい う。）等確かめるものとする。</p> <p>第十五条（指定障害児相談支援の具体的取扱方針） （略）</p>

2 (略)

一〇六 (略)

七 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。

八〇十二 (略)

3 (略)

一 (略)

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

三〇五 (略)

第二十七条 (略)

二〇四 (略)

5 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に
関し、法第五十七条の三の三第四項の規定により都道府県知事が行う

2 (略)

一〇六 (略)

七 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。

八〇十二 (略)

3 (略)

一 (略)

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第六条の二の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

三〇五 (略)

第二十七条 (略)

二〇四 (略)

5 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に
関し、法第五十七条の三の三第三項の規定により都道府県知事が行う

報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6・7 (略)

報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6・7 (略)

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成二十四年厚生労働省令第百三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業）</p> <p>第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の二の二</u>第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。</p>	<p>（法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業）</p> <p>第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の二</u>第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第六項に規定する障害児相談支援事業とする。</p>

改正案	現行
<p>（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十五（略） 五十一 母子保健法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第二項及び第三項の規定による指示に関する事務。 五十二（略） 五十三 児童福祉法第二十一条の三第二項及び第三項の規定による指示に関する事務。 五十四 八十三（略）</p> <p>（健康福祉課の所掌事務） 第七百七十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十四（略） 十五 母子保健法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の三第二項及び第三項の規定による指示に関する事務。 十六（略） 十七 児童福祉法第二十一条の三第二項及び第三項の規定による指示に関する事務。 十八 二十八（略）</p>	<p>（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条 健康福祉部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十五（略） 五十一 母子保健法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四第二項及び第三項の規定による指示に関する事務。 五十二（略） 五十三 児童福祉法第二十一条の四第二項及び第三項の規定による指示に関する事務。 五十四 八十三（略）</p> <p>（健康福祉課の所掌事務） 第七百七十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 五十四（略） 十五 母子保健法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四第二項及び第三項の規定による指示に関する事務。 十六（略） 十七 児童福祉法第二十一条の四第二項及び第三項の規定による指示に関する事務。 十八 二十八（略）</p>